

平成20年度以降に経過措置が終了する合併協定項目一覧

※下線部分は、経過措置の内容

【塩江地区】

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	経過措置の終了年度	担当課	経過措置にかかる変更内容
9	地方税の取扱い	法人市・町民税	高松市の制度に統一する。 <u>ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</u>	H20	市民税課	
		軽自動車税	高松市の制度に統一する。 <u>ただし、</u> ・ <u>税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</u> ・ <u>賦課期日及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</u>	H20	市民税課	
		入湯税	高松市の制度に統一する。 <u>ただし、税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</u>	H20	市民税課	
		事業所税	高松市の制度に統一する。 <u>ただし、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。</u>	H22	市民税課	
		納税関係	高松市の制度に統一する。 <u>ただし、塩江町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。</u>	H20	納税課	
24-7	高齢者福祉事業	高齢者生きがいデイサービス事業	高松市の制度に統一する。 <u>ただし、塩江町地域の対象者が塩江町地域のデイサービスセンターを利用する場合の利用回数については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</u>	H20	長寿福祉課	
24-9	児童福祉事業	保育料	高松市の制度に統一する。 <u>ただし、塩江町の保育所の保育料については、合併年度及びその翌年度は現行どおりとし、合併年度の翌々年度から5年度目において、高松市の保育料と同額となるよう、調整するものとする。</u>	H22	保育課	
		乳幼児医療費助成制度	高松市の制度に統一する。 <u>ただし、合併時において塩江町に住所を有する者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の塩江町の制度を適用するものとする。</u>	H22	こども未来課	
24-10	その他の福祉事業	介護見舞金支給事業	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 <u>ただし、塩江町地域の在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業の所得要件については、合併年度に続く3年度に限り、現行のとおりとし、支給額については、合併年度から4年度目において、高松市の支給額と同額となるよう、調整するものとする。</u>	H20	障害福祉課 長寿福祉課	
		配食サービス事業	高松市の制度に統一する。 <u>ただし、塩江町地域における対象者及び実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</u>	H20	長寿福祉課	塩江町地域で実施している配食サービス事業については、これまでの配送費用のうち、200円は施設が負担し、残り150円については市の負担とする。
		福祉金等支給事業	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 <u>ただし、塩江町地域の現受給者のうち、合併後に対象者の要件を欠くこととなる者については、合併年度に続く3年度に限り、対象者とみなすものとする。</u>	H20	障害福祉課 長寿福祉課 こども未来課	
		妊婦・乳幼児健康診査	高松市の制度に統一する。 <u>ただし、塩江町で実施している1歳6か月児及び3歳児健康診査については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。</u>	H20	保健センター	21年度については、現行のとおり実施する。 22年度以降において、市域全体で実施場所等の見直しを行う。

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	経過措置の終了年度	担当課	経過措置にかかる変更内容
24－11	保健衛生事業	健康診査・がん検診	高松市の制度に統一する。 <u>ただし、塩江町で実施している総合検診については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。</u> 【合併時まで調整するとした項目の調整結果】 高松市の制度に統一する。 <u>ただし、塩江町地域における乳がん検診の実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度について、検診車による集団検診も必要に応じて実施するものとする。</u>	H20	保健センター	
24－14	商工・観光関係事業	中小企業指導団体等育成	高松市の制度に統一する。 <u>ただし、塩江町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。</u>	H20	商工労政課	21年度については、現行のとおり実施する。 なお、22年度以降については調整中。
24－15	農林水産関係事業	園芸団体育成事業	高松市の制度に統一する。 <u>ただし、塩江町が実施している園芸団体に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施するものとする。</u>	H20	農林水産課	合併町の生産品目別の12の生産団体に対する画一的な助成は廃止する。 21年度以降においては、より特産品の生産振興を図るため、新たな品種や技術の導入など、革新的な事業に限り助成を行うこととし、本市全域を統括する高松市農業振興協議会の事業を拡充する中で、実施する。
		有害鳥獣駆除事業	高松市の制度に統一する。 <u>ただし、塩江町が実施しているイノシシ等被害防除事業については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、実施するものとする。</u>	H22	農林水産課	
24－16	建設関係事業	道路愛護団体	高松市の制度に統一する。 <u>ただし、塩江町道路愛護会への補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。</u>	H20	道路課	
24－17	交通関係事業	チャイルドシート助成	<u>塩江町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。</u>	H20	交通安全対策室	
24－19	下水道事業	汚水ますの設置	高松市の制度に統一する。 <u>ただし、塩江町が実施している汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり継続するものとする。</u>	H22	下水道管理課	
24－21	学校教育事業	保護者負担軽減対策	高松市の制度に統一する。 <u>ただし、塩江町地域における、小学校の学校行事等参加補助については、現行のとおりとし、高等学校生徒を育てる修学金等補助制度、中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。</u>	H20	学校教育課 保健体育課	
		学校教育指導	高松市の制度に統一する。 <u>ただし、塩江町地域における、英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、実施するものとする。</u>	H22	学校教育課	
24－23	文化振興事業	文化団体の育成・支援事業	高松市の制度に統一する。 【合併時まで調整するとした項目の調整結果】 <u>塩江町文化協会への補助については、両市町の合併に伴う動向及び活動の方向性等を見極め、その額を決定するものとする。</u>		国際文化振興課	平成21年度は、2分の1に削減し、平成22年度も21年度と同額とする。平成23年度以降は、協会の活動状況を見極め、100千円を上限とする。
	その他の事業（農業経営者協会）	農業経営者協会	<u>塩江町農業経営者協会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施するものとする。</u>	H20	農業委員会 事務局	

協定 項目 番号	協定項目	分 類	調 整 案	経過措置の 終了年度	担当課	経過措置にかかる変更内容
24－24	その他の事業（後継者育成等報償制度）	後継者育成等報償制度	<u>塩江町の後継者育成報償及び出産家庭報償については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとし、結婚促進報償については、合併時に廃止する。</u>	H20	地域政策課	
	その他の事業（生活用水確保対策事業）	井戸等整備補助	<u>井戸等整備補助については、塩江町地域において、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。</u>	H20	環境総務課	塩江生活用水確保対策事業補助金については、経過措置期間終了後も、制度を継続する。 なお、補助率・補助限度額について、新設については、補助率を2分の1以内で限度額を70万円に、また、改修については、限度額を30万円に変更する。
		飲用水給水ホース等設置補助	<u>飲用水給水ホース等設置事業については、塩江町地域において、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。</u>	H20	環境総務課	塩江飲用水給水ホース等購入補助金については、経過措置期間終了後も、制度を継続する。 なお、給水ホースについては、5万円の補助限度額を新たに設定する。